

平成19年度 国立大学法人愛媛大学 年度計画

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

① 学士課程教育の成果に関する具体的目標の設定

- 1) 「愛媛大学憲章」に謳う「学生中心の大学作り」を推進する。
- 2) 各学部の教育コーディネーターとの連携を強化するなど、「愛媛大学教育・学生支援機構」（以下、「教育機構」という。）の機能を一層充実させる。

② 大学院課程教育の成果に関する具体的目標の設定

「大学院教育の在り方に関する検討WG」の報告に基づき、各研究科において大学院教育の実質化を図る。

③ 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

- 1) 卒業予定者アンケートから卒業生の満足度を分析し、改善策を検討する。
- 2) 卒業生や企業へのアンケート及びヒアリングを実施する。

④ 学生収容定員

時代の要請に対応した教育コースの導入を全学及び学部、研究科で推進し、それに伴う学生収容定員の見直しを行う。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

① アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

1) アドミッション・ポリシーの確立と入学者選抜の改善

- a. 「学生支援センター」からアドミッション・オフィスを独立させ、「教育機構」内に「アドミッションセンター」を設置する。
- b. 推薦入学生等を中心に、入学前教育などの事前指導の充実を図る。
- c. ディプロマ・ポリシー（卒業時の人材育成目標）を策定し、公表する。
- d. 大学入試センター試験、個別学力検査に課す教科科目、配点等を学部レベルで整理・変更して、受験生に分りやすい入試方法を開発する。
- e. 特別選抜（推薦入試、AO入試等）の枠組みを全学的に整理し、AO入試枠の拡大を図る。
- f. 編入学制度の充実を図るとともに、編入学後の学生の動向を調査・分析する。

2) 高校サイドとの意思疎通

- a. 高大連携協力協議会、高校進学指導担当者との意見交換会での検討結果に基づき、高大連携、入学者選抜方法の改善を図る。
- b. 高等学校へのお出張講義等を通して、大学における授業内容、学生生活等の具体的な内容について説明し、本学への理解を深める。
- c. 高校生、保護者等が参加しやすいオープンキャンパスの形態を工夫し、本学進学への動機付けを図る。

3) 社会人、留学生の受け入れ

- a. 海外教育研究機関との戦略的な交流の可能性を検討するとともに、既存の学術交流協定締結機関との交流状況(実績)を全学的に把握し、より充実した交流活動を推進する。
- b. 協定校からの留学生受入れの充実をはじめとする大学全体の留学生受入ポリシーの実質化を図る。
- c. 単位化を含めた留学生のための日本語教育プログラムの再編、その他の教育プログラムの充実、独自教材の開発を進める。
- d. 「再チャレンジ支援プログラム」による授業料免除を通して、リカレント、リフレッシュ教育を推進する。

② 教育課程、教育方法、成績評価等に関する目標を達成するための措置

(i) 学士課程

1) カリキュラムの改善

- a. 「教育機構」におけるリメディアル教育の検討結果に基づき、単位を付与する数学のリメディアル・パイロット授業を実施する。
- b. 平成18年度から実施した新共通教育カリキュラムの改善・充実を図る。
- c. 平成18年度に導入した初年次科目「新入生セミナー」、 「コース初歩学習科目」の充実を図る。
- d. 英語の4技能を向上させるため共通教育英語新カリキュラムを導入する。
- e. 新入生の英語学力の正確な情報を得るため、英語学力判定テスト(GTEC)を全学的に導入する。
- f. 持続可能な社会づくり(SD)を目指して環境教育を学び、実践する「環境ESD指導者養成講座」を開設する。
- g. 理系基礎科目、学部共通科目において共通テキストの充実を図る。
- h. アドミッション・ポリシー及びディプロマ・ポリシーに適合させてカリキュラムの体系化を図る。
- i. 平成18年度導入の「教育充実特別支援経費」を活用し、学外の専門家による特別講演を共通履修させるなど、教育資源の共有化を推進し、教育内容を充実させる。
- j. 「教職科目検討専門委員会」において、教育職員免許法の改正に対応した教職科目の在り方を検討し、実施に向けた準備を行う。
- k. インターンシップの受講者の拡大を図る。

2) シラバスの改善

各科目のシラバスの記載内容を点検し、「シラバスの手引」に沿った記載の徹底を図る。

3) 少人数教育や対話型教育の推進

- a. 導入科目、ゼミナール、プロジェクト学習など少人数学生参加型授業を一層充実させる。
- b. 統一テキストの使用、習熟度別クラス編成、英語学力判定テスト等により英語教育の充実を図る。
- c. TA研修をFD、SDと一体的に推進する。
- d. 「実験実習教育センター」において、実習プログラムの充実を図り、全学的な履修に向けて検討する。

- 4) 情報化時代に即応する高度な教育手法の開発と実践
 - a. 図書館利用ガイダンス及びオリエンテーションを実施するとともに、高度な情報検索技術に関する情報リテラシー教育の支援をさらに充実する。
 - b. 「総合情報メディアセンター」を中心とした情報リテラシー教育をさらに充実させる。
 - c. 全学利用可能な e-Learning システムを構築し、メディア利用の授業コンテンツ開発を行うとともに、授業進捗度管理システムを導入する。
 - 5) 単位制の実質化
 - a. 「教育機構」を中心に授業時間外学習の指導案作成に取り組む。
 - b. 履修単位上限設定の全学的指針案を作成する。
 - 6) 成績評価基準
 - a. 成績評価の科目間のばらつきを調査し、成績評価に関する指針を策定する。
 - b. 到達目標の明示をシラバスの Web 登録時に留意し、その到達目標に沿った成績評価を行う。
 - 7) 教育設計のための基礎資料
 - a. 入学者アンケート、Web による入学生の学習履歴調査を行い、入学後の履修指導に活用する。
 - b. 新教務事務システムを導入し、入学後の履修状況を一元的に把握する。
 - c. 卒業後の進路及び活動状況等を総合的に把握する体制の整備を図る。
- (ii) 大学院課程
- 1) カリキュラム編成と授業内容
 - a. 「大学院教育の在り方に関する検討 WG」の報告に基づき、各研究科において明確な人材育成目標を設定し、それに沿った教育課程の再編を検討する。
 - b. 研究科間での教育資源の共有化を図ることを目的とした全学組織を立ち上げる。
 - c. 専門職養成特別コースの設置を検討する。
 - d. 学内共同施設の協力により、教育の充実を図る。
 - 2) 授業形態、学習指導法等の教育方法
 - a. 主・副指導教員の役割を明確化し、複数指導体制を実質化する。
 - b. 基礎科目、コア科目の設定、個々の学生の多様な活動を単位化する仕組みの導入等によってコースワークの充実を図る。
 - c. 学士課程と同じフォーマットの大学院シラバスを整備し、Web 上で公開する。
 - 3) 成績評価
 - a. 成績評価の科目間のばらつきを調査し、成績評価に関する指針を策定する。
 - b. 学内他研究科及び他大学の教員による博士論文審査への参加事例を増す。
- (3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
- ① 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

- 1) 教員組織の編成方策
 - a. 全学に配置した教育コーディネーターを中核に教育改革を推進する。
 - b. 「愛媛大学教員選考に関する規程」に基づき、公募による社会人、女性、外国人教員の積極的な採用を推進する中で、女性教員の拡大方策について検討する。
 - c. 平成19年度から採用される助教には任期制を実施し、他の職種及び在職教員への任期制についても部局の判断により導入する。
 - 2) 教育内容の検討を行うための組織体制
「教育機構」の管理運営委員会と教育コーディネーター世話人会の機能を一元化し、学部教育、大学院教育の課題を全学的に審議する。
 - 3) 教育支援者の配置方策
 - a. 「教育機構」の組織及び機能の強化を図る。
 - b. TA、スタディ・ヘルプ・デスクなど学生相互の教育支援・学習支援制度を拡充する。
 - c. 技術系職員の総合的な研究教育能力を向上させるため、技術発表会、研修会等の充実を図る。
- ② 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策
- 1) 講義等に必要な施設・設備の整備・活用方策
 - a. 改善計画の再検証を行うとともに、年次計画に沿って教育研究環境の改善を図る。
 - b. メディアスタジオの教材作成システムを整備・拡充し、マルチメディア教材の作成を行う。
 - c. 全学のIT機器・視聴覚機器の整備状況を調査し、整備計画を策定する。
 - d. 学生用図書を整備充実させる。
- ③ 教育活動の評価及び評価結果を質の改善につなげるための具体的方策
- 1) 自己点検・評価の実施と評価結果のフィードバック
 - a. 教員活動実績データベースに関する問題点を整理し、カスタマイズを行い、システムの最適化を図る。
 - b. 昨年度の試行を踏まえ、部局個人評価を実施する。
 - 2) 学生による授業評価等の実施方策
 - a. 学生による授業評価アンケートの結果を科目毎に公表する。
 - b. 大学院教育において学生の声を教育改善にフィードバックする仕組みを構築する。
 - 3) 教育の成果に関する評価についての研究開発
学期別GPAの評価、学生による学習到達度の自己評価など教育成果評価法を検討する。
 - 4) 教員の教育能力の評価システムの確立と顕彰・処遇システムの整備
学生の授業アンケート等客観的評価を活用した教員表彰制度(ベストティーチャー賞等)を創設する。
- ④ 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

- 1) 教材，学習指導法等に関する研究開発及びFDの実施体制の整備
 - a. 「教育機構」を中心に，全学的FDの強化を図る。
 - b. 「愛大GPシンポジウム」，FD/SDセミナー等を実施する。
- (4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
- ① 学修支援，生活相談，就職支援等に関する具体的方策
 - 1) 「総合学生サービスセンター（仮称）」を設置し，学修支援，生活相談，就職支援等の学生支援機能の充実を図る。
 - 2) 「学生支援センター」専任教員と学部教員との連携による学生支援を強化する。
 - 3) 各学部において「学生生活担当教員制度」を効果的に運用し，学生支援機能を強化する。
 - 4) 「学生支援センター」専任教員と学部教員との連携により，留年生・不適応学生への支援を強化する。
 - 5) 身体に障害のある学生の受入れに対応するため，障害学生支援制度と支援ボランティア養成制度を効果的に運用する。
 - 6) 人権侵害に関する研修会を定期的開催し，教職員・学生の意識向上を図る。
 - 7) 人権侵害の事案に効率的に対応するため人権委員会の下に調停委員会（仮称）を置く。
 - 8) 各学部の相談窓口と「総合健康センター」，「学生支援センター」，「人権問題相談員連絡協議会」との連携を強化し，学生に対する精神的・心理的ケアを充実する。
 - 9) 各学部自主学习のためのスペースを拡充し整備する。
 - 10) 「学生支援センター」，「就職支援会議」を中心に，充実したキャリア教育，就職支援の在り方を検討する。
 - 11) 「総合健康センター」と「学生支援センター」が協力して，学生のメンタルヘルスケアに関する教職員向けの研修会を実施する。
 - ② 社会人・留学生等に対する配慮 など
 - 1) 指導教員と国際交流センターとの連携を強化するとともに，一貫した指導体制の構築を図るための受入れ教員マニュアルの充実や在籍管理情報の蓄積・提供を推進する。
 - 2) 留学生の住環境，生活環境及び修学環境の整備・改善を図るとともに，特に留学生が必要とする生活情報等を迅速に提供できる体制を構築する。
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
 - ① 目指すべき研究の方向性
 - 1) 厳正な研究評価を基礎として，「研究開発支援経費」の重点配分を行う。
 - 2) 学術研究委員会は，各学部学術研究委員会との連携の下に，任期制の導入，研究の質的向上，研究環境の整備を図る。
 - 3) 「愛媛プロテオ科学アカデミー」の研究活動を推進する。
 - 4) 考古学と冶金学をコラボレートした「東アジア古代鉄文化センター（仮称）」を設置する。
 - 5) 地球を取り巻く宇宙環境の理解・解明を行う「宇宙進化研究センター（仮称）」の設置について検討する。
 - 6) 愛媛県と協力し，社会連携推進機構の「南予地域活性化協議会」を軸に，全学体制で南予活性化を支援する。

② 大学として重点的に取り組む領域

- 1) 「地域創成研究センター」, 「防災情報研究センター」を中核として, 地域対応研究プロジェクトを支援する。
- 2) グローバルCOE採択に向けて, 環境学研究の一層の充実を図る。
- 3) 地球深部ダイナミクス研究センターの応用研究を支援する。
- 4) 無細胞タンパク質合成技術の応用を図る生命科学分野の研究を推進する。
- 5) 国内外のタンパク質研究機関と無細胞タンパク質合成技術の共同研究を進め, 世界におけるタンパク質研究を先導する。
- 6) 「沿岸環境科学研究センター」, 「地球深部ダイナミクス研究センター」, 「無細胞生命科学工学研究センター」の研究活動を一層推進する。
- 7) 研究開発支援制度の「COE育成研究」を中心に, 国際的な研究拠点となりうる研究プロジェクトを発掘・支援する。

③ 成果の社会への還元に関する具体的方策

- 1) 地方公共団体, 地元企業等と連携し, 研究会, シンポジウム, ワークショップ, 公開講座開催を全学的に奨励することによって, 研究成果の地域への還元を積極的に行う。
- 2) 一般市民, 児童生徒を対象とした地域防災のための教育活動を県内各地で展開する。
- 3) 共同研究成果の報告など, 研究成果のホームページでの公表を全学的に充実する。
- 4) 「技術者倫理」及び「知的財産権」に関する講義の充実を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

① 適切な研究者等の配置に関する具体的方策

- 1) 学長裁量定員を確保し, 研究者等の適性配置を行う。
- 2) 国内外派遣研究員制度に基づき, 先端的な研究, 特色ある研究等を推進する教員を育成する。
- 3) 教員自己評価における研究重点比率を尊重するとともに, 「研究コーディネーター」の活用により, 教員の研究推進を図る。
- 4) 客員研究員規程を制定し, 研究員受入れを促進する。
- 5) 学術振興会特別研究員等への応募と受入れを各学部学術研究委員会の下に奨励し, アクティビティの高い若手研究者の確保を図る。

② 研究資金の配分システムに関する具体的方策

- 1) 研究評価システムを策定し, 学内の競争的資金配分を充実させる。
- 2) 若手研究者の支援として, ポスドク・大学院生等に「研究開発支援経費」の公募枠を拡大する。
- 3) 学術研究委員会(研究推進専門委員会)の検討を踏まえ, 各学部学術研究委員会の協力を得て, 研究資源の開拓や外部資金の導入を促進する。

③ 研究に必要な設備等の活用・整備に関する具体的方策

- 1) 「施設マネジメント委員会」において, 施設有効活用方針及び施設有効活用整備計画を再検討するとともに, 計画的に既存施設の有効活用を図る。
- 2) 学術研究委員会(研究基盤専門委員会)において, 設備整備に関するマスタープランの実施に向けた検討を行う。

- 3) 総合科学研究支援センターの「研究推進ラボ」を拡充し、地域社会との共同研究を推進するとともに、設備整備に関するマスタープランに基づく一元管理、共同利用体制の実施に向けて検討する。
 - 4) 図書館委員会において、電子ジャーナルの今後の整備計画をまとめる。
 - 5) 学術文献情報データベースの導入を推進するとともに、各分野の二次情報データベースの導入について検討する。
 - 6) データベース SciFinder を導入する。
- ④ 知的財産の創出、取得、管理及び活用のための具体的方策
「知的財産本部」に配置した専任教員と四国TLOからの客員教授を軸に、知的財産の技術移転を行うマネジメント体制の強化を図る。
- ⑤ 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策
- 1) 昨年度の試行を踏まえ、部局個人評価を実施する。
 - 2) 研究分野のインセンティブとして、優れた研究者等に対して「研究開発支援経費」による重点的な資金配分を行う。
 - 3) 研究開発支援経費等のシンポジウムを開催し、研究の成果を学内外に広く公開し、社会的評価を受ける。
- 3 その他の目標を達成するための措置
- (1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置
- ① 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策
- 1) 愛媛県と連携して南予地域活性化に取り組む。
 - 2) 四国中央市、今治市、宇和島市との連携協定に基づき設置したサテライトを窓口として地域課題を収集し、その解決に取り組む。
 - 3) 「防災情報研究センター」において、防災に関する国、地方公共団体、地域からの要望に広く対応する。
 - 4) 地域の文化資源等の発掘・保全・活用に関する研究調査を支援するとともに、「サテライト分室mit」を通じた地域連携活動を広く展開する。
 - 5) 社会人入学の促進、生涯学習やリカレント教育等の持続的学習の場を提供するためのプログラムを整備する。
 - 6) 愛媛県内各市町村史を中心とした地域資料の収集と公開を行う。
 - 7) 「総合科学研究支援センター」を中心に、地域への研究施設の開放を促進する。
 - 8) 地方公共団体、企業、金融機関等との連携協定をさらに推進し、サテライトを活用して、地域支援情報ネットワークを充実する。
 - 9) 地域社会と連携した「愛媛大学総合型地域スポーツクラブ」の活動を推進する。
 - 10) 健康に関する「市民講座」を開催する。
- ② 産官学連携の推進に関する具体的方策
- 1) 四国TLOと連携し、産官学連携に関する事業件数の増加に努める。
 - 2) 行政機関等からの客員教授及び派遣職員の協力を得て、知的財産、産官学連携部門の強化を図る。

- 3) 「利益相反管理規程」の教員への周知を徹底し、社会連携を円滑に推進する。
- ③ 他大学等との連携・支援に関する具体的方策
愛媛県内11大学のコンソーシアム化を図り、教育研究資源の共有化を推進する。
- ④ 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策
 - 1) 「国際交流センター」と他部局との連携強化を通じて、学术交流及び留学生交流の推進を図る。
 - 2) 海外留学・研修に関する基本方針を策定し、戦略化を図るとともに、「海外留学プログラム」に関する支援体制を強化する。
 - 3) インターナショナル・チャットルーム、異文化講座を活用して、日本人と外国人（留学生）が交流可能な場を提供し、その交流の質的向上を進める。
 - 4) 帰国留学生及び海外在住の卒業生のフォローアップのため、校友会海外支部を支援し、帰国留学生のネットワークを強化する。
- ⑤ 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策
 - 1) 国際交流活動全般への支援体制の環境整備を推進するとともに、国際交流活動への経済的支援体制を強化する。
 - 2) 学术交流活動に関する情報の一元化により、外国人研究者・技術者・職員の受入れ体制を全学的に支援する。
 - 3) 任期付きポストを拡大し、客員教授ポスト等を用いて、外国人研究者を教員として招聘する。
- (2) 附属病院に関する目標を達成するための措置
 - ① 管理運営体制の整備に関する具体的方策
 - 1) 病院長専任制の導入について検討委員会を設置する。
 - 2) 「病院長補佐会議」を明文化し管理運営体制の強化を図る。
 - 3) 薬剤部内の一部部署を統合し、流動的な人材配置を行うとともに、薬剤安全管理体制を強化する。
 - 4) 7：1看護体制の実施に向けて看護師の増員を図り、看護の質の向上とともに職場環境の改善に努める。
 - 5) 事務組織体制を機能的かつ効率的な体制に改編する。
 - ② 医療サービスの向上に関する具体的方策
 - 1) 病院の自己点検・評価委員会において、中央診療施設の評価に向けて準備を進める。
 - 2) 腫瘍センターの充実に努める。
 - 3) 海外旅行感染症専門外来を設置する。
 - 4) 口腔インプラント診療体制を充実する。
 - 5) 脳卒中・循環器病センターの充実について検討する。
 - 6) 福利厚生を主とした複合施設の設置について検討する。
 - 7) ボランティア参加者の増員を図り、患者サービスの推進に努める。
 - 8) 敷地内禁煙を更に徹底する。
 - 9) プライバシー保護に配慮した外来棟に整備する。

- 10) 「医療福祉支援センター」を充実する。
 - 11) 患者輸送システムの一層の利便化を図り、関連医療機関との交通網の更なる充実を図る。
 - 12) 地域住民のニーズに対応した健康講座を開催する。
- ③ 安全管理体制の整備に関する具体的方策
- 1) 医療安全の推進を確保するため、専任ゼネラルリスクマネージャーの増員について検討する。
 - 2) 問題発生時の対応マニュアルを作成する。
- ④ 経営の効率化に関する具体的方策
- 1) 経営課と経理課を統合し経営体制の強化を図る。
 - 2) マニフェスト基本6項目について達成度の評価と検証を行い公表する。
 - 3) 他の総合病院との情報共有や関係委員会、診療科との連携により、購入経費の節減を図る。
 - 4) 診療報酬請求オンライン化の導入を推進する。
 - 5) 材料部業務のアウトソーシングを検討する。
 - 6) 短期手術室の効率的運用を検討する。
 - 7) 病態時薬物動態試験（治験）の拡充を図る。
 - 8) 治験に対する理解をより深めるため、一般市民を対象としたセミナーを開催する。
- ⑤ 教育・研修等の質的向上に関する具体的方策
- 1) シミュレーター実習の組み込み及び診療参加型実習への改編によって臨床実習を充実する。
 - 2) 卒前教育の評価指標を策定する。
 - 3) 看護師の卒前教育充実のため臨地実習指導体制を整える。
 - 4) 他大学等の教育支援を行うとともに、薬学6年生実務実習に向けたカリキュラムを整備する。
 - 5) 研修指導体制を強化し、初期研修プログラムの見直しを行い、研修の充実を図る。
 - 6) 薬剤師のがん研修受入施設に必要な研修体制を整備する。
- ⑥ 研究成果の診療への反映及び先端的医療の導入に関する具体的方策
- 1) 先端医療の現状把握及び今後の推進方針等について検討する。
 - 2) 先進医療技術の共有化を図るため、関連病院長会議の中に委員会を設置する。
- ⑦ 地域貢献に関する具体的方策
- 愛媛県との連携の下、「保健医療対策協議会」（仮称）を設置する。
- (3) 附属学校に関する目標を達成するための措置
- ① 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策
- 1) 附属教育実践総合センターと愛媛県教育研究協議会との連携協力に基づき、共同研究に参画する。
 - 2) 幼稚園から大学までの一貫教育、大学附属化などの具体的な実施案を検討する。

② 学校運営の改善に関する具体的方策

- 1) 内部評価に加え、外部評価を充実させた学校評価制度の確立を目指す。
- 2) 「学校評議員会」の充実を図る。

③ 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

「入試制度検討委員会」の検討結果を踏まえ、入学試験・入学選考・入園選考の見直しを行い、実施する。

④ 公立学校との人事交流に対応した体系的な教職員研修に関する具体的方策など

- 1) 愛媛県教育委員会と愛媛大学との連携協力の体制を維持し、円滑な人事交流を図る。
- 2) 10年教職経験者研修をはじめ、教職員研修について、愛媛県及び松山市教育委員会との連携を図り、研修を実施する。

II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

- ① 学長補佐体制の機動的対応力を強化する。
- ② 役員会、教育研究評議会を主軸に、全学執行機能及び審議機能の強化・明確化を図る。

(2) 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

理事等の役割分担に即した、委員会組織の合理的、効果的な在り方について検討する。

(4) 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ① 大学のビジョンや戦略を理解し、高い専門性を持った職員を適材適所に配置し、企画立案部門の充実を図るとともに、人材育成の基本方針を策定する。
- ② 学生の各組織の代表者で構成する「愛媛大学学生代表者会議」を立ち上げ、学長等が学生の声を聴取するシステムを確立する。

(5) 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

設備整備に関するマスタープランを策定し、先端的研究基盤等の整備のため、資源の重点的配分について検討する。

(6) 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

客員教授、アカデミックアドバイザー等の制度を活用して、学外専門家を登用し、学外者の意見を聴取する。

(7) 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ① 内部統制の整備及び運用状況を検証し、監査の質的水準の向上を図るため、年間を通じた実地監査を実施する。
- ② 監査の充実及び効率化を図るため、複数の部署で実施している内部監査体制を監査室に一元化することを検討する。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

- (1) 教育研究組織の見直しの方向性 など
教育研究の充実を図るため、教育研究組織の見直しを行う。
 - (2) 教育研究組織の見直しの方向性 など
 - ① 研究コーディネーター制度を導入し、研究組織の活性化を図る。
 - ② 大学機関別認証評価を受審するとともに、自己点検評価室において、全学の教育研究水準に関する自己点検評価を実施する。
 - ③ 教員養成の専門職大学院開設に向けて委員会による検討を引き続き行う。
- 3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置
- (1) 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策
 - ① 教員の総合的業績評価（部局個人評価）を実施し、「インセンティブの付与に関する検討委員会」のガイドラインに従い、処遇に反映する。
 - ② 事務系職員の人事評価マニュアルに基づく試行結果を踏まえ、評価方法の改善を行うとともに、評価結果の処遇への具体的な反映方法等について検討する。
 - (2) 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策
 - ① 全学が協力し新設組織に人員を配置する。
 - ② 人事委員会において、全学の教員人事を点検・評価し教員人事の適正化を図る。
 - (3) 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策
 - ① 「愛媛大学教員選考に関する規程」及び「同実施細則」に基づき、教員の公募採用に努める。
 - ② 助教に任期制を適用するとともに、他の職種及び在職教員への任期制を検討する。
 - (4) 外国人・女性等の教員採用の促進に関する具体的方策
 - ① 女性教員の採用を促進するため、職業生活と家庭生活との両立(ワーク・ライフ・バランス)を支援する制度の整備・充実について検討し、実施する。
 - ② 保育所を開設し、女性教職員の勤務環境を改善する。
 - (5) 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策
 - ① 高度な専門的知識を有する民間等経験者の採用を推進する。
 - ② 事務系職員の人材育成の基本方針を策定し、これに基づき計画的な人材の育成を行う。
 - ③ 事務系職員の人材育成の基本方針を策定し、研修の体系化を図るとともに、職員の資質向上のための研修内容の充実を図る。
 - ④ 研究支援等に係る研修の充実を図るとともに、研究支援に関する外部研修等に積極的に参加させる。
 - ⑤ 国、地方公共団体、企業等への派遣及び受入れを推進し、研究支援職員等を養成する。
 - ⑥ 民間等経験者の採用及び県、市、他の国立大学法人等との人事交流を引き続き推進する。
- 4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
- (1) 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策
 - ① 人件費削減を見据えた事務組織の廃止・統合等を行い、事務系業務の改善・合理化を推

進する。

- ② 「中・四国地区国立大学法人理事・事務局長会議」の下、職員採用試験及び職員研修を継続的に実施する。
- ③ 業務・システム等に係る最適化計画のマスタープランを策定し、次期システムの選定を行う。
- ④ 事務電算化システム及び各種システム（旅費計算、財務会計、教務事務、教育用計算機など）における全学認証基盤（利用者認証システム）の導入計画を策定する。

Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

(1) 科学研究費補助金、受託研究、奨学寄附金等外部資金増加に関する具体的方策

- ① 科学研究費補助金、各種助成金に関して応募の奨励を図るとともに、学術研究委員会及び学部学術研究委員会によるブラッシュアップ体制をさらに充実する。
- ② 科学研究費補助金の応募・採択に応じて、各セグメントにインセンティブ（研究費）を付与する。
- ③ 「社会連携推進機構」の外部資金獲得体制を推進し、外部資金の増加に務める。

(2) 収入を伴う事業の実施に関する具体的方策 など

- ① 施設の有効利用などによる増収策を検討する。
- ② 共同研究、受託研究を推進し、間接経費の有効利用を図る。
- ③ 業務・経営内容を分析した指標を作成し設定目標の達成に努める。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

(1) 管理的経費の抑制に関する具体的方策 など

- ① 事務組織の廃止・統合及び「総合学生サービスセンター」（仮称）の設置等により、経費の抑制を図る。
- ② ペーパーレス化、廃棄物の減量化及びリサイクルを推進する。
- ③ エネルギー管理標準に基づき、省エネルギーに努めるとともに、電気料の節減成果に対するインセンティブを付与する。
- ④ エアコンの年次更新計画に基づく補助金制度を創設する。

(2) 人件費に関する具体的方策

教職員の定員削減計画に基づき、概ね1%の人件費の削減を図る。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

(1) 資産の効率的・効果的運用を図るための具体的方策など

余裕金を資金運用計画に基づき有効に運用する。

Ⅳ 社会への説明責任に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

(1) 自己点検・評価の改善に関する具体的方策

- ① PDCAのサイクルに活用できる大学情報データベースのデザインを検討する。
- ② 「愛媛大学の科学研究における行動規範」を周知させるとともに、不正経理防止の体制

を整備する。

(2) 評価結果を大学運営の改善に活用するための具体的方策 など

- ① 自己点検評価を推進するとともに、大学運営の具体的改善に資するためのフィードバックシステムを確立する。
- ② 経営政策室において次期中期目標・中期計画を見据えた多角的な施策を検討する。
- ③ 教職員の活動に対する表彰制度を創設する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

(1) 大学情報の積極的な公開・提供及び広報に関する具体的方策 など

- ① ホームページのトップコンテンツを充実させ、情報の速報体制を整え、各学部レベルのホームページの充実を図る。
- ② 受験生に重点をおいた広報誌の作成を検討する。
- ③ メディア・ミックスの充実を図る。
- ④ 愛媛大学紹介DVDの内容に関して、さらなる充実を図る。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

(1) 施設等の整備に関する具体的方策

- ① 「第2次国立大学等施設緊急整備5か年計画」の推進に努める。
- ② 「施設マネジメント委員会」においてランドデザインの再検証を行うとともに、これに基づき教育研究環境の改善を図る。
- ③ 学生宿舎整備専門部会において、新学生宿舎整備計画を検討する。
- ④ 「施設マネジメント委員会」において、城北地区における「総合学生サービスセンター」(仮称)の設置を計画し、実施する。
- ⑤ エネルギー管理標準の再検証を行い、省エネルギー活動を効果的に推進する。
- ⑥ 施設整備計画に環境負荷の低減及び省エネルギー対策を盛り込む。
- ⑦ 環境配慮促進法に基づく環境報告書を作成する。

(2) 施設等の有効活用及び維持管理に関する具体的方策など

- ① 「施設マネジメント委員会」において、施設有効活用方針及び施設有効活用整備計画を再検討するとともに、計画的に既存施設の有効活用を図る。
- ② 定期点検報告書に基づき作成した改善年次計画により、計画的に改善整備を実施する。
- ③ キャンパスライフ支援施設の改善計画に基づき、計画的に改善整備を実施する。
- ④ 構内トイレの環境改善を目指し、年次計画に基づく施設整備を推進する。

2 職場環境・修学環境に関する目標を達成するための措置

(1) 労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

- ① 衛生管理者等の有資格者を増加させるとともに、講習会等への参加により資質向上を図る。
- ② 採用時及び就業時における安全衛生に関する特別教育を再検証するとともに、職員への安全衛生教育及び啓蒙活動を定期的実施する。
- ③ 各研究室等を定期点検し、安全な作業環境確保の推進に努める。

- ④ 安全衛生管理体制を見直し，安全衛生管理体制を強化する。
- ⑤ 化学物質管理規程に基づき，各学部等の体制を整備し，化学物質管理システム等を活用し，適正管理を強化する。

(2) 人権侵害の防止策

- ① 人権侵害の防止体制を強化するとともに，迅速に対応するための体制を整備する。
- ② 各キャンパスにおいて人権侵害防止に関する研修会を開催し，併せてメール，ポスター，パンフレット等により啓蒙を図る。

(3) 学生等の安全確保等に関する具体的方策など

- ① 危機管理セミナーを開催するとともに，危機管理マニュアルに基づき，学生，附属学校等におけるリスク対応マニュアルの作成について検討する。
- ② 実験・実習等授業及び課外活動での安全教育を徹底する。
- ③ 入学時歓迎行事と導入教育において精神衛生，生活習慣病等に関する啓発活動を効果的に行う。
- ④ 講義棟，学生寮等での防火・防災・避難訓練を実施する。
- ⑤ 法令に基づいた施設点検を実施し，学生等の安全を確保する。

(4) 附属学校の安全管理体制に関する具体的方策

- ① 学校安全委員会において，教職員に対する安全管理研修を充実する。
- ② 教科指導や特別活動等の年間計画に沿い，安全教育を充実する。
- ③ 学校安全委員会を中心に，日常の安全点検を実施する。
- ④ 警察や消防署との連携による避難訓練の充実を図るとともに，保護者や地域，関係機関と連携した幼児・児童・生徒の安全管理を推進する。

VI 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

別紙参照

VII 短期借入金の限度額

○ 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

38億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

VIII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

○ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

附属病院の基幹・環境整備及び病院特別医療機械設備整備に必要な経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地及び建物について、担保に供する。

IX 剰余金の使途

○ 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

X その他

1. 施設・整備に関する計画

施設・設備に関する計画

(単位 百万円)

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
	総額	
・(持田)耐震対策事業(繰越)	2,953	施設整備費補助金 (1,894)
・(城北)耐震対策事業(繰越)		長期借入金 (1,058)
・(医病)基幹・環境整備		
・病院特別医療機械整備		
・小規模改修		

(注1)金額については見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2. 人事に関する計画

基本事項

未来に向けての多様な発展と運営の基盤強化等を目指し、大学機能の高度な展開を図るため、愛媛大学を構成する人材を人財ととらえ、その能力を最大限発揮できる効果的な人事システムの構築を図る。

1. 教員人事

全学的な観点から教育重点、研究重点等の役割分担を適切かつ弾力的に行う。

さらに、教員の総合的業績評価を実施して、人事の適正化と点検評価を厳正に行い、この評価に基づき給与等の待遇措置を含めて行う。

また、教員の流動化、教育研究を活性化するための任期制について拡充を図る。

2. 事務系職員

組織と職員の双方の専門化を基本に、法人経営と教育研究支援、学生支援の充実を図る。

そのため、組織の不断の見直し、人事制度の改革等を実施する。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 1,879 人

また、任期付職員数の見込みを60人とする。

(参考) 平成19年度の人件費総額見込み 17,935 百万円 (退職手当は除く。)

(別紙) 予算、収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位:百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	13,897
施設整備費補助金	1,894
船舶建造費補助金	0
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	55
国立大学財務・経営センター施設費交付金	0
自己収入	16,440
授業料、入学金及び検定料収入	5,480
附属病院収入	10,846
財産処分収入	0
雑収入	113
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	1,441
長期借入金収入	1,058
貸付回収金	0
承継剰余金	0
旧法人承継積立金	0
目的積立金取崩	185
計	34,970
支出	
業務費	26,372
教育研究経費	16,227
診療経費	10,145
一般管理費	2,754
施設整備費	2,953
船舶建造費	0
補助金等	55
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	1,441
貸付金	0
長期借入金償還金	1,847
国立大学財務・経営センター施設費納付金	0
計	35,422

「施設整備費補助金」のうち、平成19年度当初予算額 78百万円、前年度よりの繰越額 1,816百万円

[人件費の見積り]

期間中総額 17,935百万円を支出する(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額 14,064百万円)

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
費用の部	32,402
經常費用	32,402
業務費	28,469
教育研究経費	2,796
診療経費	5,834
受託研究経費等	637
役員人件費	140
教員人件費	11,340
職員人件費	7,722
一般管理費	1,209
財務費用	370
雑損	0
減価償却費	2,354
臨時損失	0
収入の部	32,272
經常収益	32,272
運営費交付金	13,414
授業料収益	4,651
入学金収益	682
検定料収益	147
附属病院収益	10,846
受託研究等収益	637
補助金等収益	52
寄附金収益	748
財務収益	18
雑益	191
資産見返運営費交付金等戻入	400
資産見返補助金等戻入	2
資産見返寄附金戻入	171
資産見返物品受贈額戻入	312
臨時利益	0
純利益	-130
目的積立金取崩益	134
総利益	3

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金 額
資金支出	36,574
業務活動による支出	29,676
投資活動による支出	3,898
財務活動による支出	1,847
翌年度への繰越金	1,152
資金収入	36,574
業務活動による収入	31,833
運営費交付金による収入	13,897
授業料・入学金及び検定料による収入	5,480
附属病院収入	10,846
受託研究等収入	637
補助金等収入	55
寄附金収入	805
その他の収入	113
投資活動による収入	1,912
施設費による収入	1,894
その他の収入	18
財務活動による収入	1,058
前年度よりの繰越金	1,770

法 文 学 部	総合政策学科		1,480人
		【うち昼間主コース	1,040人】
		【うち夜間主コース	440人】
	人 文 学 科		640人
		【うち昼間主コース	460人】
		【うち夜間主コース	180人】
教 育 学 部	学校教育教員養成課程		400人
	障害児教育教員養成課程		80人
	芸術文化課程		120人
	生活健康課程		160人
	情報文化課程		120人
理 学 部	数 学 科		150人
	物 理 学 科		150人
	化 学 科		156人
	生 物 学 科		129人
	地 球 科 学 科		90人
	数 理 科 学 科(※)		50人
	物 質 理 学 科(※)		95人
	生物地球圏科学科(※)		80人
医 学 部	医 学 科		560人
	看 護 学 科		260人
工 学 部	機 械 工 学 科		360人
	電 気 電 子 工 学 科		320人
	環 境 建 設 工 学 科		360人
	機 能 材 料 工 学 科		280人
	応 用 化 学 科		360人
	情 報 工 学 科		320人
	学科共通(3年次編入)		20人
農 学 部	生物資源学科		700人
法文学研究科	綜 合 法 政 策	【修士課程】	30人
	人 文 科 学	【修士課程】	20人
教育学研究科	学 校 教 育	【修士課程】	10人
	特 別 支 援 教 育	【修士課程】	16人

	教科教育	【修士課程】	60人
	学校臨床心理	【修士課程】	18人
医学系研究科	医学	【博士課程】	60人
	形態系	【博士課程】(※)	20人
	機能系	【博士課程】(※)	24人
	生態系	【博士課程】(※)	16人
	看護学	【修士課程】	32人
理工学研究科	生産環境工学	【修士課程】	120人
	物質生命工学	【修士課程】	114人
	電子情報工学	【修士課程】	114人
	数理物質科学	【修士課程】	80人
	環境機能科学	【修士課程】	52人
	生産環境工学	【博士課程】	12人
	物質生命工学	【博士課程】	10人
	電子情報工学	【博士課程】	8人
	数理物質科学	【博士課程】	8人
	環境機能科学	【博士課程】	8人
	物質工学	【博士課程】(※)	5人
	システム工学	【博士課程】(※)	5人
	生産工学	【博士課程】(※)	5人
	環境科学	【博士課程】(※)	8人
農学研究科	生物資源学	【修士課程】	144人
連合農学研究科	生物資源生産学	【博士課程】	27人
	生物資源利用学	【博士課程】	12人
	生物環境保全学	【博士課程】	12人
教育学部附属小学校			720人
		学級数	18クラス
教育学部附属中学校			480人
		学級数	12クラス
教育学部附属養護学校			60人
		学級数	9クラス
教育学部附属幼稚園			160人
		学級数	5クラス
農学部附属農業高等学校			360人
		学級数	12クラス

※の学科及び専攻については、募集停止